

平成31年度

事業計画書

社会福祉法人 はびねす福社会

目 次

平成 31 年度 事業計画書

法人本部事業	1 ～ 2
生活介護事業	3 ～ 5
放課後等デイサービス事業	6 ～ 8
日中一時支援事業	9
就労継続支援B型事業	10 ～ 13
居宅介護等事業	14 ～ 15
共同生活援助事業	16 ～ 18
1. グループホーム事業	
2. その他独自事業	
相談支援事業	19 ～ 25
1. 委託、指定相談支援事業	
2. 島根県高次脳機能障がい者支援事業圏域相談支援拠点業務	
手話通訳事業	26 ～ 30
1. 手話通訳設置事業	
2. 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業	
3. 手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業	
4. あゆみの里手話通訳者等派遣事業	
地域活動支援センター事業	31 ～ 33
基幹相談支援センター事業	34

法人本部事業

1. 目的 障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していくことを基本理念とし、地域に信頼される法人となるため、社会福祉法人の制度改革に沿った法人運営を適正に行い、法人の組織体制を確立し、さらに地域貢献ができるように果たす役割を考え、事業展開を図る。
今年度も昨年度に引き続き人事考課制度の具体的な手法について研修会等に参加し、可及的速やかな実施を目指す。
2. 役員 理事・監事、任期終了により改選。
 - (1) 理事 現任 6 名（2019 年度定時評議員会終了時まで）
新任 6 名（2019 年度定時評議員会の翌日から
2021 年度定時評議員会終了時まで）
 - (2) 監事 現任 2 名（2019 年度定時評議員会終了時まで）
新任 2 名（2019 年度定時評議員会の翌日から
2021 年度定時評議員会終了時まで）
3. 評議員
 - (1) 評議員 7 名（任期：2021 年度定時評議員会終了まで）
4. 理事会 年 2 回以上開催する。
 - (1) 定時理事会 6 月上旬に開催する。
3 月中旬に開催する。
 - (2) 臨時理事会 上記以外に、必要に応じて、年 2～3 回開催する。
5. 評議員会 年 2 回以上開催する。
 - (1) 定時評議員会 6 月中旬～下旬に、開催する。
 - (2) 臨時評議員会 上記以外に、必要に応じて、年 2 回程度開催する。
6. 監事監査会 年数回、必要に応じて、開催する。
7. 主要行事
 - (1) 4 月 「ライト・イット・アップ・ブルー」キャンペーン
 - (2) 10 月 福祉ゾーンまつり（あゆみの里まつり）
創立 20 周年記念式
 - (3) 創立 20 周年記念誌の刊行

8. 役員研修

- 社会福祉法人 監事研修
- 社会福祉法人 役員セミナー
- 人事・労務管理セミナー
- 障害福祉サービス経営セミナー

9. 職員研修

- 人事・労務管理セミナー（メンタルヘルス研修含む）
- 障害者福祉事業経営セミナー
- 会計担当者決算実務研修
- 人事考課制度研修
- 虐待防止・権利擁護研修
- 人権研修

10. 開催委員会

- 苦情解決委員会
- 虐待防止委員会
- 衛生委員会
- 防火管理委員会

11. 加入団体

- 独立行政法人 福祉医療機構
- 島根県社会福祉法人経営者協会
- 島根県社会福祉協議会
- 益田市社会福祉協議会
- 益田・鹿足成年後見センター
- 石西地域人権を考える企業等連絡会
- 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
- 島根県・益田市安全運転管理者協会
- 島根県社会保険協会
- 精神障がい者の地域生活を支える会
- 島根県精神当事者連絡会
- 島根県精神保健福祉協会
- 島根県障がい者就労事業支援センター

生活介護事業

1. 事業目的

通所により入浴、給食、介護サービスや日常生活に必要な援助、生産活動・創作活動を行い、心のリフレッシュを図るとともに生活全般の質の向上を図り、自立した日常生活または地域生活を営むことができるよう支援する。

2. 事業内容

利用者を個々の状態に合わせ必要な支援を提供する。

(1) 日常生活の支援

食事（食事介助、刻み、ペースト食事形態の提供、経管栄養、食事量チェック、水分管理、口腔ケア）

入浴（一般浴、機械浴、洗髪、洗身、着脱介助、見守り、整容、移動、移乗介助）

排泄介助（排泄管理、誘導、介助）

生活能力向上の支援（日常生活訓練・社会適応訓練等）

(2) 医療的支援

健康管理（バイタルチェック、服薬確認、傷の処置、体重測定）

(3) 日中活動支援

機能訓練（リハビリテーションカレッジ（三隅）理学療法、言語聴覚療法・3B体操・音楽療法・散歩、四季散策・マッサージ）

余暇活動（大正琴・カラオケ・DVD観賞・音楽鑑賞・レクリエーション・リラクゼーションやすらぎ空間提供）

創作活動（ステンシル・エコクラフト・習字・壁面飾り・封筒作り野菜作り）

(4) 社会参加の支援

体力づくり（散歩・四季散策・ストレッチ）

(5) ろう者集団活動・盲ろう者集団活動

聴覚障害者、視覚障害者の社会参加を促進するための勉強会や創作活動、生産活動

(6) 相談支援

本人及び家族からの相談

(7) 個別支援計画の作成

個別支援計画の作成・アセスメント・モニタリング・ケア会議の出席

(8) その他
送迎

3. 利用対象者

益田市・津和野町・吉賀町の方（その他の地域は要相談とする）
市・町が支給決定をした者
（障害支援区分3以上、ただし50歳以上の場合障害支援区分が2以上である者）

4. 実施時間帯 9時30分～15時45分

8時30分	迎え
9時30分	健康チェック 朝の会（連絡）
10時00分	入浴・機能訓練・個別活動・創作活動
12時00分	昼食・口腔ケア・休憩
13時00分	入浴・機能訓練・個別活動・講座 集団レク
15時15分	終りの会（連絡）
15時45分	送り

5. 利用定員・時間帯等

定員 20名

営業日 月曜日から金曜日 午前9時30分から午後3時45分

休業日 土曜日、日曜、12月30日から1月3日

6. 利用料金

- ・原則1割負担（軽減措置あり）
- ・実費（重要事項に定める）

7. 実施場所

益田市障害者福祉センター あゆみの里（益田市横田町2087番地1）

8. 事業担当職員

管理者	兼務	1名		
サービス管理責任者	常勤	1名		
看護師	常勤	2名		
生活支援員	常勤	4名	兼務5名	非常勤1名
運転手	非常勤	1名		
医師	嘱託	1名		

その他必要に応じてパート職員で対応

9. 協力医療機関

医療法人 共生会 なかしまクリニック

(益田市横田町 2532 番地)

10. 重症心身障がい児(者) 在宅サービス提供体制整備事業(県事業)

(1) 利用対象者

在宅の重症心身障がい者

(2) 事業担当職員

看護職員等 常勤 1名 (兼務)

その他兼務職員で対応

11. 主な年間行事内容計画

4月	・お花見ウォーキング(運動公園) ・「ライト・イット・アップ・ブルー」の集い
6月	・散策、グラウンドゴルフ(万葉公園)
8月	・ショッピング
10月	・福祉ゾーンふれあいまつり
11月	・ショッピング
1月	・初詣
3月	・ひな祭り会&利用者会議

・季節行事を行う ・避難訓練2回/年

12. その他

- (1) 実習生受け入れ(利用を想定した養護学校生徒の実習、高校生、専門学生など)
- (2) ボランティアの受け入れ(精神保健ボランティアこもれび、サマーボランティア)
- (3) 職員研修
 - ・福祉職員、人権、虐待、権利擁護等の研修
 - ・高次脳(医療的研修)
 - ・視察研修
 - ・職員会議(月1回)

〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・障がいの多様化、重度化している現状の中、医療的ケアの必要な利用者も増加している。利用者家族との連携を図り、医療機関、他事業所との連絡調整を通じて適切な支援を行う。
- ・余暇活動の提供
 - 光、音楽、香り等を用いてリラックス効果のある感覚的刺激空間の実施。
- ・これまでのヒヤリハット報告書を活用し、事故なく安全な支援を行う。

放課後等デイサービス事業

1. 事業目的

心身に障がいのある児童、あるいは発達に特性のある児童に対し、日常生活における基本動作の習得、及び集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて適切で、かつ効果的な指導及び訓練をする。

2. 事業内容

(1) 自立支援と日常生活の充実のための活動

☆個別プログラム

☆排泄、衣服の着脱などの練習

☆食器洗い、洗濯などの練習

☆ショッピング、調理実習、作業的な活動

(2) 創作活動

☆工作（季節やイベントに合った工作）

(3) 地域交流の機会の提供

☆音楽療法

☆ボランティア、実習生の受け入れ

(4) 余暇の提供

☆レクリエーション

☆季節の行事

4月・花見 8月・海水浴 12月・クリスマス 1月・初詣

☆身体機能を高める活動

公園で遊ぶ、散歩、足浴、マッサージ

(4) 個別支援計画

保護者の意向を踏まえ医療機関や保健・福祉・教育の関係機関と連携し、一人ひとりの状態に即した計画を作成。又、計画の評価・見直しを半年ごとに実施。

(6) その他

送迎については、原則保護者での対応

(養護学校、市内普通学校へのお迎えは職員対応。)

3. 利用対象児童

市町に放課後等デイサービスが必要と認められた、就学後の障がいのある児童
対象地域は、益田市・津和野町・吉賀町（その他の市町は要相談）

4. 実施時間

月～金曜日 午後2時から午後6時

長期休暇（平日） 午前9時から午後6時

※休館日 土・日曜日、祝日、盆(8月13日～15日)、年末年始(12月30日～1月3日)

5. 実施場所

益田市横田町2087番地1

益田市障害者福祉センター あゆみの里

6. 利用定員 10名

7. 利用料

- ・原則1割負担（軽減措置あり）
- ・実費（重要事項説明書に定める）

8. 職員体制

管理者 1名（兼務）

児童発達支援管理責任者 常勤 1名

児童指導員 常勤 1名 非常勤 2名

障害福祉経験者・その他従業者 非常勤 2名

※必要に応じ非常勤職員配置

9. その他

保護者交流会

職員研修

- ・担当職員会議

月1回実施（個別支援計画評価・月行事計画・ヒヤリハット等）

- ・職員勉強会

- ・障がい児（者）虐待防止研修

- ・専門研修（発達障害、感覚統合、自閉症スペクトラム、強度行動障がいなど）

- ・視察研修

避難訓練（年2回）

〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・児童の障がいに対する専門的な知識や適切な支援方法を学ぶ機会を増やし、適切な支援ができるよう取り組む。
- ・個別の障がい特性を理解し、情報を共有しながらスタッフが共通した支援を行う。
- ・個々に応じたプログラムを作成し、能力を伸ばしながらできることを増やしていく。
- ・それぞれの強みを見つけていく。

日中一時支援事業

1. 事業目的

障がい者（児）に対して日中における活動の場を提供することにより、障がい者（児）の家族の就労を支援するとともに、障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する。

2. 事業内容

見守り、社会に適応するための日常的な訓練または創作的活動等の機会の提供。
児童については、放課後等デイサービス実施時間外の希望に対応する。

3. 利用対象者（児）

日中において介護するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町が認めた障がい者（児）

対象地域は、益田市・津和野町・吉賀町（その他の市町は要相談）

4. 実施時間

月～金曜日 午前8時から午後7時

5. 実施場所

益田市横田町 2087 番地 1

益田市障害者福祉センター あゆみの里

就労継続支援B型事業

1. 事業目的

一般就労が困難である者に対して、就労、生産活動及び社会参加の機会を提供するとともに就労及び生活習慣に必要な知識・能力の向上や維持のために必要な訓練等を行い、自立した社会生活が営めるよう支援する。

2. 事業内容

利用者個々の目標（一般就労、社会参加、生活リズムの維持）に応じた作業遂行能力、健康管理、生活面などを考慮し、自立に向けての支援を行う。利用開始時に個別支援計画書を作成し、それに基づき利用者の支援を実施、その後必要に応じて計画書の評価・見直しを行い、その人のニーズに沿った新しい計画書を作成する。利用者の能力に応じ、以下の表にかかげる生産活動を行う。

(1) 生産活動

作業	作業内容
ウエス販売	タオル・シーツウエスの製造販売
印刷事業	名刺・広報誌等の印刷及びTシャツプリント
自主製品販売	たわし・不織布製品の製造販売、お菓子・雑貨等製造販売
受託事業	自動車部品のバリ取り等の内職、農園作業 法人の草刈りや植栽管理、教材封入等の内職作業 きのこハウスキャップ洗い

(2) 職場実習支援

施設以外の場所での就労体験を通して基本的労働習慣の習得を図り、企業で働く経験を積み、就労意欲の向上の為に施設外就労（職員同行）又は施設外支援を行う。

障がい者就業・生活支援センターエスポアやハローワーク等と連携を取り「障がい者チャレンジ事業」や「障害者委託訓練」等の事業を活用し、一般就労に向けての支援を行う。

(3) 就労に必要な知識と能力の訓練

生産活動に積極的に参加し、基本的労働習慣（あいさつ、身だしなみ、規則等）や対人技能（コミュニケーション、感情コントロール）日常生活管理（生活リズム、金銭管理）健康管理を身につける訓練を行う。

3. 利用対象者（市町村が支給決定した者）

就労移行支援事業等を利用した者であり、一般企業等の雇用に結びつかなかった者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。

4. 利用者への支援内容

(1) 生活支援

利用者が地域社会の中で安心して生活が営まれるよう、あらゆる機会を通じて生活支援を行う。

(2) 職業指導

利用者が生産活動を行う上で必要な基本的技術の習得と就労意欲の向上を図る。

(3) 情報提供

利用者にサービス提供及び自立した社会生活を営む上で必要な情報を提供する。

(4) 健康管理

常に利用者の健康状態に留意し、定期健康診断を実施し健康維持に努める。
さらに、関係医療機関等との連携を密に行い、健やかに生活がおくれるよう支援する。

(5) 給食の提供

個別支援計画書に基づき、栄養バランスの整った適温給食を提供する。

5. 勤務時間・休日等

1日実働5.5時間の勤務時間とする。

休日は土・日、祝・祭日、盆（8月13日から15日）、年末年始（12月30日から1月3日）は休みとする。ただし、印刷業務・イベント等の出店がある場合は、状況に応じて対応する。

6. 利用定員

1日 35名

7. 通勤方法

利用者の通勤手段は、各自で公共の交通機関を利用する他、徒歩、自転車、自家用車等により通勤する。ただし、個別支援計画書により送迎の必要がある利用者については、個別送迎を行う。（益田駅、石見横田駅、日原道の駅、自宅付近等と施設間の送迎あり）

8. 利用料

- ・ 原則1割負担（所得により軽減措置あり）
- ・ 食材料費 実費（重要事項説明書に定める）

9. 工賃の支払

生産活動に従事する利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。工賃評価表については、工賃支給規程の定めによる。

10. 実施場所

レインボーハウス	益田市横田町 2087 番地 1
たんぽぽ	益田市乙吉町イ 110 番地 1

11. 職員構成

管理者	常勤	1名	(兼務)	
サービス管理責任者	常勤	1名		
職業指導員	常勤	2名	非常勤	1名
生活支援員	常勤	3名	(兼務1名)	非常勤1名
調理員	常勤	1名	非常勤	3名

12. 年間行事計画

4月	花見・ライトイットアップブルーイベント	10月	福祉ゾーンふれあいまつり
5月	平和学習（広島・赤い羽根共同募金助成）	11月	学習会（感染症）
6月	健康診断・避難訓練・学習会（歯の健康）	12月	クリスマス会
7月	きずなまつり出店・美化活動	1月	初詣・七草がゆ・新年会・利用者会議
8月	茶話会	2月	学習会（ストレッチ・マナー）
9月	学習会（生活習慣病について）	3月	利用者説明会

(1) 実習生の受入

中学生、高校生及び大学生等の障がい者施設実習先として対応する。

(2) ボランティアの受入

精神保健ボランティア「こもれび」等、ボランティアの受け入れを積極的に行う。

(3) 体験実習生の受入

益田養護学校中学部、高校部生徒等の体験実習の場として対応する。

(4) 職員研修

- ・ 人権研修
- ・ 虐待防止、権利擁護研修
- ・ 福祉職員キャリアパス対応生涯研修（初任者研修・中堅研修・チームリーダー）
- ・ 相談支援初任者研修
- ・ 職場適応援助者研修
- ・ 視察研修（県外1ヶ所）
- ・ 刈払機取り扱い安全衛生教育
- ・ 強度行動障がい支援者研修
- ・ 工賃向上計画作成セミナー
- ・ サービス管理責任者研修

その他就労振興センターの主催する就労関係の研修

〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・ たんぽぽ作業所へ毎日給食提供ができるよう、業務の見直しを行う。
- ・ 個別支援計画書を充実させ、他の関係機関と常に連携をとり、利用者のニーズに沿った支援を提供できるようにする。
- ・ 職員一人ひとりが研修等へ積極的に参加し、スキルアップを図り、利用者のニーズや障がい特性に応じた支援を行う。
- ・ 10月をめどに就労移行支援事業を開始できるよう準備を進める。
- ・ 今ある設備を最大限活用し、利用者の工賃アップに努める。

居宅介護事業

指定居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援

1. 事業目的

障がい者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。

2. 利用対象者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、介護給付(居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護)及び、移動支援事業の支給決定を受けた方が対象とする。

3. 事業内容

障がい者が家庭での生活ができるよう次の事業を行う。

(1) 居宅介護

自宅で、入浴、排泄、食事の介助等身体介護、掃除、洗濯等家事援助、通院介助を行う。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

(3) 行動援護

自己判断が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

(4) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者につき、外出時において、安全かつ快適に移動の支援を行い視覚情報の提供を行う。

(5) 移動支援事業（地域生活支援事業）

障がい各手帳の所持者で市内に居住する方で、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出支援を行う。

※ 市が定める金額 1 割を負担

(6) その他

定期的にサービス提供及び継続の有無について見直しを行う。

必要に応じて関係機関との連絡をとり連携を密にし、事業が円滑に実施できるように努める。

職員研修

- ・ ヘルパー会議
- ・ 福祉職員、虐待、人権研修等
- ・ 同行援護従事者養成研修の資格取得研修

4. 実施時間

午前 6 時から午後 10 時まで（原則）

5. 利用料金

原則 1 割負担（軽減措置あり）

6. 職員体制

管理者	1 名（兼務）
サービス提供責任者	1 名（常勤）
訪問介護員	常勤換算 2.5 名以上

7. 職員の資格

介護福祉士 2 級ヘルパー

同行援護従業者養成研修修了 強度行動障害支援者養成研修修了

重度訪問介護養成研修修了

8. 事業所

益田市障害者福祉センター あゆみの里

（益田市横田町 2087 番地 1）

<今年度の重点取組事項>

- ・障がいの特性にあったサービスが提供できるよう、研修等に参加し、ヘルパーとしての介護知識及び技術の向上に努める。
- ・利用者にとって満足のいく支援ができるように人材確保と育成に努める。

共同生活援助（グループホーム）事業

1. 事業目的：利用者が地域において共同して自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るよう、利用者の身体及び精神状況ならびにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排泄及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。
2. 事業内容：地域での自立生活を営むために必要な介護や支援を行う。
 - (1) 日常生活の支援
 - ・ 日常生活面における相談・助言・支援
 - ・ 土日の昼食の確保や、買い物、お金の使い方の助言・支援
 - ・ 自室の掃除・整理整頓をするための助言・支援
 - ・ 食事、入浴、排泄等の助言、支援
 - ・ 利用者ミーティング（毎月）
 - (2) 健康管理の支援
健康管理、衛生面への助言・支援、医療機関への受診同行、各関係医療機関との連携
 - (3) 日中活動支援
日中活動支援事業所との連絡調整
 - (4) 個別支援計画の作成
アセスメント、モニタリング、ケア会議の開催等
 - (5) 社会参加の支援
地域行事（運動会、盆踊り、地区総会）への参加、地域自治会との連携
 - (6) その他
 - ・ 水光熱費 生活必需品等の管理
 - ・ 入居者のご家族との連絡（緊急時）
 - ・ 建物の管理や防災に関する安全対策
3. 利用対象者：下記の障がい者で、市町村が支給決定をした者。
 - (1) 知的障がい者
 - (2) 精神障がい者
 - (3) 身体障がい者
 - (4) その他市町村が認めた者
4. 利用料金：原則1割負担（軽減措置あり）実費（重要事項説明書に定める）
5. 入居・退去の決定：入居の決定、退居の決定は、市・町より支給決定がおりた者で入居申込書、退居願を提出した方を対象に「入居等検討会議」にて決定する。

6. 職員研修：人権研修等福祉職員研修
 障がい者理解のための研修
 虐待・権利擁護研修
 世話人・支援員研修
 世話人会（月 1 回）

7. 担当職員：管理者 兼務 1 名
 サービス管理責任者 常勤 1 名
 生活支援員 常勤 1 名
 世話人 常勤 5 名 非常勤 3 名

8. 実施場所：益田市神田町イ 627 番地 7 入居定員：7 名

9. 年間行事

6 月	日帰り旅行
10 月	福祉ゾーンまつり
11 月	日帰り旅行
12 月	大掃除
1 月	新年会

- ※ 避難訓練 年 2 回
- ※ 石見横田駅ボランティア掃除（月 1 回）
- ※ 誕生会
- ※ その他関係行事への参加
- 精神障がい者の地域生活を支える会の行事
- あゆみの里 地域活動支援センターの行事

<今年度の重点取り組み事項>

- ・平成 31 年度末のグループホーム閉寮にむけて、利用者の次の生活の場を探す。

《その他独自事業》

グループホーム体験利用実施計画書

1. 目的

障がい者が、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一時的に共同生活住居に入居し自立生活を体験することを目的とする。

2. 利用対象者

(1) 下記の障がいのある者で、実施主体が対象者と認めた者。

①知的障がい者 ②精神障がい者 ③身体障がい者 ④発達障がい者等

(2) (1)に併せ、身元引受人がいること。

但し、利用者に身元引受人をたてることができない相当の理由が認められる場合、その限りではない。

3. 体験内容

地域での自立生活を営むため、空室を利用し、下記の内容を体験する。

(1) 日常生活の体験

調理・買い物、身の整理整頓、宿泊、共同生活 他

(2) 医療面の体験

健康管理、衛生面の行為、医療機関への受診 他

(3) 日中活動の体験

日中活動支援事業者との連携による利用体験 他

(4) その他必要と思われる体験

4. 担当職員

共同生活援助の職員。夜間は職員を置かない。

5. 費用の負担

利用料を1日1,000円とし、別途光熱水費等1日300円とする。

食費については実費負担とする。

6. 契約の提携

法人との独自契約により事業を実施する。その際、関係機関との連携を密にし、体験利用が効果的に行われるようにする。

相談支援事業

○委託相談支援事業

目 的 障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がい者や家族等からの相談に応じ必要な情報提供や支援、虐待防止や権利擁護のために必要な援助等を行うとともに、地域の関係機関の連携強化を図り、地域で生活する障がい者や家族等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

事業内容

1. 福祉サービスの利用援助

- ① サービス情報の提供、サービス利用の助言、サービス提供事業者等の紹介
- ② その他必要な保健医療サービス、制度の利用援助

2. 社会資源を活用するための支援

- ① 福祉機器・情報機器の情報提供、利用助言
- ② 外出をするための支援（外出方法、交通機関の利用、移動手段等の助言）
- ③ 住宅に関する相談（住宅改修の助言、住宅の情報提供）
- ④ ボランティア等の紹介
- ⑤ 生活情報の提供

3. 社会生活力を高めるための支援

- ① 障がい受容、病状・医療についての助言
- ② 人間関係(介助者・職場・家庭・地域等)に関する支援、助言
- ③ 就労・教育に関する助言
- ④ 趣味、余暇活動の支援
- ⑤ 金銭管理等の助言
- ⑥ 当事者活動の支援

4. 権利の擁護のために必要な援助

- ① 利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために必要な関係機関との連携
- ② 日常生活自立支援事業や成年後見制度の紹介、利用の援助

5. 専門機関の紹介等

- ① 障がい者のニーズに応じた各種専門機関の紹介

6. 自立支援協議会、障がい者団体、地域住民等との連携など

- ① 自立支援協議会や相談支援会議への参加
- ② 情報周知ための説明会・相談会の実施
- ③ その他地域啓発と社会資源の開発に寄与すると考えられる活動への参加、実施

7. 益田市から委託の障害支援区分認定調査の実施

利用対象者 益田圏域に在住する障がい児・者及びその家族や介護者等で、相談支援を必要とする者

実施時間帯 平日 午前8時30分から午後5時30分

休業日 土、日、祝日、12月30日から1月3日

実施場所 益田市障害者福祉センターあゆみの里内
相談支援事業所ほっと
益田市横田町2087番地1

事業担当職員 相談員 4名 常勤

<研修・会議参加計画>

相談支援現任者研修

前期2日間（出雲）中期1日間（西出雲）後期1日間（西出雲）

ファシリテータ養成研修 出雲 2日間

ファシリテータ実践研修 出雲 2日間

ファシリテータ振り返り 出雲 1日間

相談支援従事者スキルアップ研修 出雲 1日間

障害者虐待防止・権利擁護研修 松江 2日間

社会福祉士実習指導者講習会 山口 2日間

相談支援事業所と市町村との連絡会議

自立支援協議会

精神障がい者地域移行・地域定着支援益田圏域会議

益田・鹿足地区生活支援会議

ウインド益田ブロック連絡会議

益田障がい者就業・生活支援センター連絡会議

総合実務科入校生募集連絡会、人権研修、就学相談会

○指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業

目 的 障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

事 業 内 容

（計画相談支援）

ケアマネジメントの手法を用いた個別相談、サービス等利用計画書の作成及びモニタリング

（基本相談支援）

- ① 福祉サービスに関する情報や利用に関する手続きの支援、関係機関との連携
- ② 福祉機器や情報機器、生活に必要な用具等の情報提供や選定の援助
- ③ 生活上のストレス、不安や悩みなどによる気持ちの整理、人との関係や物事の考え方などの助言
- ④ 心の問題や疾病、食事や栄養面などを医療機関と連携をとりながら支援し、服薬管理などの相談
- ⑤ 趣味や余暇活動の場の情報提供や参加のための方法についての助言
- ⑥ 地域で生活していく上で利用できるサービスやボランティアの紹介
- ⑦ 障がい当事者としての生活経験を活かし、地域で生活していく上での力をつけるための個別援助・支援
- ⑧ 成年後見制度を円滑に利用することができるよう、所轄窓口や関係機関との調整、制度利用のための支援

利用対象者

（特定相談支援事業）

益田圏域に在住する、障害福祉サービス等を利用する障がい者（児）

（障害児相談支援事業）

益田圏域に在住する、障害児通所支援事業を利用する障がい児

実施時間帯 平 日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

休 業 日 土、日、祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日

実 施 場 所 益田市障害者福祉センターあゆみの里内
相談支援事業所ほっと
益田市横田町 2087 番地 1

事業担当職員 相談支援専門員 4 名 常 勤

○指定一般相談支援事業

目的 障がい者（児）が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意思に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行う。入院、入所から地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する。

事業内容

（地域移行支援）

- ① 地域生活の準備のための外出への同行支援
- ② 入居に関わる支援
- ③ 障がい福祉サービスほか社会資源の利用の支援
- ④ 家族、関係機関等との調整
- ⑤ 自立支援ボランティアの活用

（地域定着支援）

- ① 障がい福祉サービスほか社会資源の継続利用の支援
- ② 常時（24時間）の連絡体制の確保
*携帯電話にて休日、夜間対応を行う（相談、緊急対応）

（基本相談）

- ① 福祉サービスに関する情報や利用に関する手続きの支援、関係機関との連携
- ② 福祉機器や情報機器、生活に必要な用具等の情報提供や選定の援助
- ③ 生活上のストレス、不安や悩みなどによる気持ちの整理、人との関係や物事の考え方などの助言
- ④ 心の問題や疾病、食事や栄養面などを医療機関と連携をとりながら支援し、服薬管理などの相談
- ⑤ 趣味や余暇活動の場の情報提供や参加のための方法についての助言
- ⑥ 地域で生活して行く上で利用できるサービスやボランティアの紹介
- ⑦ 障がい当事者としての生活経験を活かし、地域で生活していく為の力をつけるための個別的援助・支援
- ⑧ 成年後見制度を円滑に利用することができるよう、所轄窓口や関係機関との調整、制度利用のための支援

利用対象者（地域移行支援）

- ① 精神科病院等に入院している精神障がい者
- ② 障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者（児）

(地域定着支援)

- ① 施設、病院、家族との同居から単身生活に移行した障がい者
- ② 地域生活が不安定な障がい者
- ③ 家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者

実施時間帯 平 日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
※地域定着支援のみ 24 時間
(但し午後 5 時 30 分以降, 休業日は携帯電話にて対応)

休 業 日 土、日、祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日

実 施 場 所 益田市障害者福祉センターあゆみの里内
相談支援事業所ほっと
益田市横田町 2087 番地 1

事業担当職員 相 談 員 4 名 常 勤

○島根県高次脳機能障がい者支援事業圏域拠点業務

目的 益田圏域において専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの構築・高次脳機能障がいに関する研修等を行い、高次脳機能障がい者に適切な支援が提供される体制整備を図ることを目的とする。

事業内容

①各種相談支援

電話・面接等による療養・日常生活・各種サービス・就労などに関する相談・支援及び情報提供を行う。

*必要に応じケース会議を実施。

②家族支援の実施

高次脳機能障がい者の家族に対して、障がいや療養生活及びリハビリテーションに関する学習の場を提供する。

*当事者・家族の集いを年に2回実施。

③地域支援ネットワーク会議の開催

関係機関や関係団体等が連携を図りながら適切な支援を円滑に提供できるように、地域でのネットワークづくりを推進する。

*年間3回 ネットワーク会議を実施。

④その他高次脳機能障がい者支援のための活動

*普及啓発のため、パンフレットの配布や、勉強会の実施。

	拠点業務事業日程（予定）	研修会等（予定）
5月	ネットワーク会議（津和野）	損害保険補助金研修会(出雲)
6月	家族の集い	
7月		国リハ研修会（埼玉）* 県連絡会研修会（松江）
8月	圏域研修会（益田）	
9月	ネットワーク会議（吉賀）	県主催研修会（松江）
10月		
11月	家族の集い	
12月		県連絡会研修会（浜田）
2月	ネットワーク会議（益田）	高次脳機能障害支援普及全国協議会、 支援コーディネーター全国会議・シンポジウム （東京）*
3月		中国ブロック研修会（山口）

※ 島根県自立支援協議会高次脳機能障がい部会、コーディネーター連絡会議への出席

*印については、どちらかに出席

<今年度の重点取り組み事項>

- ・ 福祉サービス・保育・教育・医療等の関係機関への周知・広報を行い、共通理解や情報共有等の連携を図る。
- ・ 当事者主体のサービス等利用計画の作成を行う為、相談支援専門員の知識向上や相談技術の研鑽に励む。
- ・ 圏域のことも考えて行ける相談支援専門員の人材育成をしていく。
- ・ 高次脳機能障がいのある方への支援が充実するよう関係機関との連携を密にする。引き続き、地域拠点との連携を密にはかる。
- ・ 高次脳当事者、家族のつどいの参加が増えるよう周知を行う。

手話通訳事業

〈目的〉

聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者に手話通訳や要約筆記等の方法により、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行う。また意思疎通の円滑化を図り、聴覚障がい者の自立と社会参加を促進し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

〈当該事業〉

1. 手話通訳設置事業（益田市・津和野町・吉賀町）

(1) 事業内容

聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化と社会参加を促進するため、手話通訳を行う者（専任手話通訳者）を益田市障害者福祉センター「あゆみの里」と津和野町・吉賀町役場に設置する事業

(2) 業務内容

- ・ 庁舎内外における手話通訳、相談受付等(益田市役所を除く)
- ・ 益田広域消防本部からの依頼による緊急時の手話通訳
- ・ 聴覚障がい者等の理解啓発に関すること
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 手話指導に関すること
- ・ 手話通訳者派遣事業の運営（コーディネート）に関すること
- ・ 要約筆記者派遣事業の運営（コーディネート）に関すること
- ・ 手話及び要約筆記奉仕員の研修会の企画運営に関すること
- ・ 手話奉仕員養成講習会の企画運営に関すること(益田市のみ)
- ・ その他、聴覚障がい者の自立と社会参加の促進に関すること

(3) 実施方法等

- ・ 専任手話通訳者は、聴覚障がい者等からの手話通訳等の依頼に対し、必要に応じて対応する。
- ・ 事業実施にあたっては、行政と十分協議し実施する。

(4) 職員の研修

- ・ 手話通訳専門研修
- ・ 指導に関する研修
- ・ 人権研修
- ・ その他

(5) 頸肩腕障害予防検診

- ・ 専任手話通訳者は、1年に1回受診する。

◎ 今年度の重点取り組み事項

- ・ 聴覚障がい者に関わるすべての人との信頼関係を大切にし、言語としての手話の普及や聴覚障がい者等の理解啓発を進める。(小中学校等への啓発活動)
- ・ 一人ひとりを大切にし、その人に必要な支援をする。

2. 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業 (益田市)

(1) 事業内容

手話または筆記を用いて、コミュニケーションの円滑化を支援する。また、聴覚障がい者の自立と社会参加を促進するため、聴覚障がい者等の申し出により登録された手話通訳及び要約筆記者を派遣する事業

(2) 派遣対象者

行政が必要と認めた聴覚障がい者等

(3) 派遣の対象となる事項等

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱に基づき、聴覚障がい者の自立と社会参加が促進されるよう、行政と十分協議しながら実施する。

(4) 通訳は、以下のものがあたる。

手話通訳士 手話通訳者 手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員資格を持つ者で行政に登録している者

(5) その他

派遣調整担当者(コーディネーター)において、派遣調整が円滑に行われるようにする。コーディネートは専任手話通訳者が担当する。

◎ 今年度の重点取り組み事項

- ・ 手話通訳者や要約筆記者と十分協議し、丁寧なコーディネート(課題や問題点を共有も含む)を行う。
- ・ 通訳現場にトレーナーの立場で設置者が同行するなど、通訳者を増やしていく動きをする。

3. 手話奉仕員養成研修事業

【養成講習会(基礎課程)】(益田市)

(1) 事業内容

聴覚障がい者との交流活動の促進、手話で日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。

(2) 対象者

- ・ 手話奉仕員養成入門課程を修了した人

(3) 実施期間等

平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月

(4) 実施内容及び方法等

- ・ 厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムに基づき実施する。尚、必要に応じて補講を実施する。
- ・ 基礎課程修了後、修了試験を実施する。

(5) 実施場所

益田市障害者福祉センターあゆみの里

(6) 担当者

聴覚障がい者主講師	1 名
専任手話通訳者	1 名
補助講師	若干名

※事業を円滑かつ効果的に実施するため、講師団を結成する。

【研修会】(益田市・津和野町・吉賀町)

○登録者研修会

(1) 事業内容

聴覚障がい者や外部講師等の協力を得て、手話の技術と知識の向上を図る。

(2) 対象者

登録手話奉仕員

○修了者研修会(津和野町・吉賀町)

(1) 事業内容

聴覚障がい者との会話を通して、手話単語の習得や日常会話の手話表現技術を高める。

(2) 対象者

手話奉仕員養成講習会修了者

◎ 今年度の重点取り組み事項

- ・ 手話通訳技術と知識の向上のための研修を行う。
- ・ 基礎技術やコミュニケーション力を高めるため、手話養成講習会の学び直し研修を行う。

- ・ 聴覚障がい者と自分の暮らしを重ね、手話奉仕員としての役割を考える研修会を行う。

4. 要約筆記奉仕員養成研修事業（益田市・津和野町・吉賀町）

【研修会】

- ・ 事業内容

聴覚障がい者や外部講師等の協力を得て、要約筆記技術と知識の向上を図る。

(2) 対象者

登録要約筆記奉仕員

◎ 今年度の重点取り組み事項

- ・ 要約筆記技術の向上や、対象者に合わせた支援ができるように研修を行う。
- ・ 倫理意識を高める研修会を行う。

あゆみの里手話通訳者等派遣事業

〈目 的〉

地域の様々な機関や団体が手話通訳や要約筆記を活用することによって、聴覚障がい者の社会参加を促進し、また手話通訳や要約筆記の社会的な認識を高めることを目的とする。

〈事業内容〉

委託事業以外に主催者が費用負担する手話通訳者や要約筆記者（以下、手話通訳者等）を派遣調整する事業

(1) 派遣対象者

手話通訳や要約筆記を必要とする主催者で、費用負担できるもの

(2) 派遣手話通訳者等

法人に登録した手話通訳者等

(3) 派遣の決定

聴覚障がい者の社会参加を目的とした事項について派遣するものとする。法人が可否の決定を行い、法人に登録したもののうちから適任者を調整し、派遣する。但し、以下のいずれかに該当する場合は、派遣しない。

①人権の侵害や反社会的な目的に利用される懸念がある場合

②理事長が不適切と判断した場合

(4) その他

事業実施にあたっては、法人と派遣対象者と十分協議し実施する。

◎ 今年度の重点取り組み事項

- ・調整時のやりとりや報告書や自己評価シートへの返信をきめ細かく迅速に行う。
- ・派遣の流れ変更に伴い、主催者への丁寧な説明を行う。

地域活動支援センター事業

目的：障がい者の実情に応じて、創作的活動や生産活動の機会の提供をするとともに、社会との交流の促進を図り、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援をする。

事業内容：

1. 憩いの場の提供

当事者の情報交換、交流、就労・作業の休憩等、憩いの場を提供する。また、生活のリズムの維持や入浴等、日中の居場所としての機能も持つ。

2. 創作活動、生産活動、仲間づくりの機会の提供

創作活動や生産活動、講座、レクリエーション、行事等を通じて生きがいを見出し、仲間づくりや人間関係を作る機会を提供する。

- ・ 調理、お菓子作り
- ・ 手芸
- ・ 軽スポーツ
- ・ カラオケ
- ・ 音楽の会
- ・ グラウンドゴルフ
- ・ 麻雀
- 他

3. コミュニケーションや人間関係づくりの支援

グループワークの手法を活用し、コミュニケーションや人間関係づくりを支援する。

- ・ 茶話会（司会・記録等当事者主体で実施）
- ・ 当事者のつながりミーティング
(あゆみミーティングクラブ、音楽や手話を通じたミーティング等)
- ・ ミーティンググループ（臨床心理士による）
- ・ S S T（生活技能訓練、ロールプレイ等） 等

4. 地域交流活動

①地域住民と一緒に活動する行事

- ・ お花見交流会
- ・ グラウンドゴルフ&バーベキュー交流会
- ・ ボーリング交流会
- ・ 絵手紙講座（月1回）
- ・ 麻雀交流会（月1回）
- ・ 地域イベントや福祉ゾーンまつりへの出店
- ・ ファイブハーツクリスマス交流会
- ・ 新年会
- 他

②他市町当事者会及び地域活動支援センター利用者との交流会

③地域交流室の貸し出し、福祉等に関する本、ビデオの貸し出し

④地域や公共施設が開催する行事への参加

(精神障がい者の地域生活を支える会の事務局、こもれびの行事、西益田地区行事、人権センターやグラントワ、美術館行事等)

5. 相談

来所や電話での相談に応じ、個別支援をする。必要に応じて相談支援事業所等と連携し、関係機関を紹介する。

6. ボランティアの育成とボランティア・実習生の受け入れ

「あゆみの里協力会員」の募集、把握や研修会の企画等をする。

7. 啓発活動

① 学習会の開催（年 2 回）

- ・ 障がい当事者や家族、地域住民、ボランティア、関係機関等に病気や障がい、人権について、正しく理解してもらうための「啓発学習会」や、利用者の社会生活力を高めるような「利用者のための学習会」を開催する。

② 当事者活動の支援

③ 広報誌『はっぴー号』の発行

職員研修： ・精神保健福祉に関する専門研修
・人権研修
・他地域活動支援センターの視察研修
・その他

利用対象者：障がい者及び家族の方で、センターに登録をした方

実施時間帯：平 日 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時
土 曜 日 午前 8 時 30 分 から 午後 4 時
休 業 日 日・祝祭日 12 月 30 日から 1 月 3 日

担当職員：施設長 1 名（兼務）
精神保健福祉士等 1 名（常勤・専従）
指導員 2 名（常勤、兼務）
指導員 1 名（非常勤）

行事計画

月	行事
4月	研修会
5月	バーベキュー&グラウンドゴルフ交流会
6月	避難訓練
7月	ヴィレッジせいわたの交流会
8月	啓発学習会 あゆみの里協力会員研修会
9月	ボーリング交流会
10月	福祉ゾーンふれあいまつり
11月	避難訓練
12月	ファイブハーツクリスマス交流会への参加
1月	新年会
2月	音楽の会
3月	学習会（社会生活力の向上）

〈今年度の重点取り組み事項〉

○ 以下の支援ができるよう、専門的知識を職員が身に付けていく。積極的に研修会、勉強会に参加する。

- ・ 一人ひとりの『強み』（得意なこと、興味のあること）を発揮できる時間と場所を積極的に提供することにより、それぞれの自己肯定感を高めていくための支援をする。
- ・ 一人ひとりのニーズ（希望や夢）や利用目的等を、その方の立場に立って共有し、希望や夢に向かえるように支援をする。
- ・ コミュニケーションの苦手な方に対し、その特性を把握・尊重しながら、個別支援（ケースワーク）やグループワーク（SST など）、ソーシャルワーク（関係機関との連携など）の技術を活用し、人間関係づくりの支援をする。
- ・ ひきこもりの防止や、ひきこもりの方への支援にも関わられるよう、子ども・若者支援センターや保健所、医療機関とも連携を図ったり、知識、技術を身に付けるための研修に積極的に参加する。
- ・ ボランティア活動の充実を図りながら、地域交流、障がい理解の啓発を充実させる。

基幹相談支援センター事業

1. 目的 障がい者及びその家族からの様々な相談に応じ、きめ細やかな相談支援や障がい福祉サービス等の利用支援を行い、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行うとともに、地域の関係機関との連携を強化し、地域における相談支援の中核的な役割を担うことを目的とする。
2. 事業内容
 - (1) 総合的かつ専門的な相談支援
 - ・ 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を行う。
 - ・ 「基幹相談支援センター」の周知を行う。
 - (2) 地域の相談支援体制の強化
 - ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を行う。
 - ・ 相談支援事業者を始めとした関係機関と連携・協働する。
 - ・ 支援技術向上の為、各種研修会・勉強会に積極的に参加する。
 - (3) 地域移行及び地域定着の促進
 - ・ 指定一般相談支援事業者や医療機関と連携し、地域の現状を把握する。
 - (4) 障がい者の権利擁護及び虐待の防止
 - ・ 障がい者等から権利擁護に関する相談に応じ、必要に応じて成年後見制度の利用支援や、虐待防止に関する支援を行う。
3. 対象地域 益田市
4. 営業日 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分
5. 休業日 土・日曜日、祝日、12月30日から1月3日
6. 所在地 益田市横田町2087番地1
益田市障害者福祉センターあゆみの里内
益田市基幹相談支援センター
7. 担当職員 社会福祉士 1名 常勤